

令和6年11月27日開会

ごみ処理施設等調査 特別委員会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

ごみ処理施設等調査特別委員会会議録

~~~~~

## 日 程

日 時 令和6年11月27日（水）  
組合議会定例会閉会后  
場 所 米子市淀江支所 議場

- 1 開 会
- 2 報告案件

新しい一般廃棄物処理施設（中間処理施設及び最終処分場）の建設候補地に対する地元対応の状況について

- 3 閉 会

~~~~~

出席者（8名）

委員長	中田 利幸	副委員長	山本 芳昭
委員	奥岩 浩基	委員	渡辺 穰爾
委員	森岡 俊夫	委員	景山 浩
委員	勝部 俊徳	委員	三好 晋也

~~~~~

## 欠席者（0名）

~~~~~

説明のため出席した者

副管理者 米子市副市長	伊澤 勇人	事務局長	三上 洋
事務局次長兼ごみ処理施設整備課長	生田 公志	事務局ごみ処理施設整備課長補佐	大峯 正人
事務局ごみ処理施設整備課長補佐	遠藤 史章	事務局ごみ処理施設整備課長補佐	加藤 公教

~~~~~

## 議会担当職員

|     |        |    |      |
|-----|--------|----|------|
| 書記長 | 瀬尻 かおり | 書記 | 近藤 隆 |
|-----|--------|----|------|

~~~~~

1 開 会 (午後2時42分)

○中田委員長 ただいまより、ごみ処理施設等調査特別委員会を開会いたします。

~~~~~

## 2 報 告 案 件

○中田委員長 それでは早速ですが、日程2の報告案件に入ります。本日の報告案件は、1件でございます。まず、当局からの説明を受け、その後で質問を受けたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、新しい一般廃棄物処理施設（中間処理施設及び最終処分場）の建設候補地に対する地元対応の状況についてを議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。生田事務局次長。

○生田事務局次長兼ごみ処理施設整備課長 それでは私のほうから御報告をさせていただきます。事前に配付しております資料のほうを御覧いただきたいと思ひます。

本件ですが、令和6年10月1日に開催していただきましたごみ処理施設等調査特別委員会におきまして、検証委員会による用地選定の検証結果を報告させていただいております。

その後、中間処理施設と最終処分場の建設候補地に対しまして地元の説明会等を開催いたしましたので、その状況等について報告をするものでございます。

まず、1番の中間処理施設でございます。こちらは米子市の彦名町地内の状況ということでございます。

(1) 番の説明会を開催した範囲でございますが、建設候補地の彦名町地内につきましては、彦名校区自治連合会の単位自治会に対しまして説明会を開催しております。

彦名校区自治連合会さんの範囲につきましては、1ページの真ん中から上の地図に紫色の線で囲った範囲が連合会さんの範囲ということでございます。この範囲の中には米子高専がございまして、また近隣には米子水鳥公園があるというような位置関係でございまして、米子の市街地から境港市のほうに向かいまして長さが4キロメートル、中海から外浜側に向かいまして幅がおおよそ1.4キロメートル。このようなエリアでございます。建設候補地につきましては、この図の赤い四角で表しているところになります。

(2) 番の現時点において想定される周辺区域及び関係住民の範囲でございます。これは民間事業者が廃棄物処理施設を設置する際の事前の手続を定めました県の条例がございまして、この条例の規定に準じまして取り扱う方針としております。この件につきましては、令和5年4月17日に開いていただきました議会全員協議会のほうで報告をさせていただいております。

具体的な範囲でございますが、周辺区域といたしましては、建設候補地、これは1ページ下の

図を御覧いただきまして、桃色で塗った範囲でございますが、こちらの想定敷地境界から200メートル以内の区域でございます。200メートル以内の区域につきましては、図の水色の範囲でございます。関係住民につきましては、周辺区域内にかかります自治会、居住者、営農者の方々でございます。自治会といたしましては、図に記載のとおりでございますが、彦名の8区、9区、9区-1、10区という自治会さんが該当の自治会でございます。

資料をおはぐりいただきまして、説明会の開催状況と今後の対応でございます。各自治会の説明会の開催の方法につきましては、彦名校区自治連合会のほうで御協議をいただきまして、決定をいただいたということでございます。

①番が関係自治会。これは周辺区域に係る自治会でございます。それと、この関係自治会に隣接をする自治会に対しましては個別の説明会を開催、そしてそれ以外の自治会につきましては合同での開催でございます。

説明会で出されました御意見、御質問につきましては、今後、Q&Aを作成いたしまして、各自治会長さんと回答方法の御相談をさせていただいた上で、回答をさせていただくということになっております。

地元説明会の開催日、参加者数、そして主な御意見、御質問につきましては、次のとおりでございます。概略だけ申し上げさせていただきますが、2ページの表のほうの、最初に関係自治会として記載しております部分につきましては、いただきました御意見、御質問の中で、仮に施設を整備することとなった場合にどうなるのかというような御意見、御質問を多くいただいております。また、2ページの下のほうから次の3ページにかけて、近隣の自治会さんですとか合同開催の結果を記載しておりますが、こちらにつきましては、彦名校区連合自治会さんのほうから御提出いただいた要求書に記載されました内容が少し繰り返されているような御意見、御質問があったというような、全体傾向としてはそのような状況でございました。

続きまして、4ページのほうを御覧ください。大きな2番の最終処分場の地元対応の状況でございます。こちらの説明会を開催した範囲につきましては、建設候補地が米子市陰田町地内でございます。4ページ上側にある図のちょうど中央付近にあります赤い部分が建設候補地でございます。関係自治会といたしましては、口陰田自治会、奥陰田自治会、新山自治会及び安来市の吉佐町自治会でございます。この4自治会に対しまして説明を行っております。位置関係につきましては、このエリアの中に山陰道米子西インターチェンジがございまして、建設候補地はその南側ということになります。県境付近でございます。

続きまして、(2)番の現時点において想定されます周辺区域と関係住民の範囲でございますが、考え方は先ほどの中間処理施設と同じ考え方でございますが、最終処分場の場合は、周辺区域が敷地境界から500メートル以内の区域となっております。県条例の規定に準じております。関係住民につきましては、先ほどの中間処理施設と同じとなっております。具体的な範囲につきましては、4ページ下に詳細な図をつけておりますので、そちらのほうで御確認をいただきたいと思っております。

ページをおはぐりいただきまして、5ページでございます。(3)番の地元説明等の状況と今後の対応でございますが、既に御案内をしておりますけれども、口陰田自治会と奥陰田自治会からは

同意書を提出していただいております。今後、同意書を提出していただきました自治会内で取りまとめられました地域振興策の実施について協議をすることとしております。また、いまだ同意の可否について御意向を示していただいております新山自治会と安来市吉佐町自治会に対しては、御同意をいただけるように引き続き丁寧な説明を行っていくこととしております。

各自治会に対します地元説明の状況と同意書の受理状況につきましては下の表のとおりでございますが、表の上から3段目、新山自治会でございますが、12月の下旬に説明会を開催させていただきまして、用地選定に関する検証結果を説明しますとともに、先進地視察の御意向の確認ですとか、本事業に対する同意の可否について、自治会の中で御協議いただくようお願いをする予定でございます。その下の安来市の吉佐町自治会に対しましては、10月19日に検証結果等に関する説明会を開催しております。この中で直近の住宅が、地下水で、井戸で生活をされているということがございまして、地下水への影響を懸念される御質問がございましたが、これに対しましては既に回答させていただいております。また説明会の中では、先進地視察の意向の調査ですとか、本事業に対する同意の可否等について自治会の中で御協議いただくようお願いをしております。

続きまして、(4)番でございます。提出をいただきました同意書につきまして同意条件が記載されておりましたので、これに関しまして組合から回答させていただいております。口陰田自治会と奥陰田自治会につきましては、同意条件が同じものでございましたので共通の内容でございます。同意条件に対する回答といたしましては、四角囲みの中に記載したとおりでございますが、これまで説明をさせていただきました、型式はクローズド型、浸出水処理水の放流先は公共下水道とするなどの回答をさせていただいております。回答日につきましては、四角囲みの一番下のところに記載のとおりでございます。

地元の対応状況につきましては以上でございます。

**○中田委員長** 当局からの説明がありました。委員の皆様から、それでは質問等がありましたらお願いいたします。ございませんか。渡辺委員。

**○渡辺委員** 1つだけ。説明で同意書というのが出てくるんですけども、私の校区もいわゆる和田浜工業団地であるとか、自衛隊さんとのことで同意書というのをよく作るんですけど、彦名の場合は全域でやっておられるんで、彦名自治連合会と同意をする。

大体は和田浜地区だったら自治連合会長が同意します。で、市が立ち会うとかっていうのがあるんですけど、就将小校区の場合、口陰田・奥陰田・新山、この3自治会と一個一個結ぶわけじゃないですね。就将校区自治連合会とは結ばないということと、その同意書の取り方についてだけ教えてください。

**○中田委員長** 生田事務局次長。

**○生田事務局次長兼ごみ処理施設整備課長** 同意書の取り方ということの御質問でございますが、先ほど御説明いたしましたとおり、県の条例に準じてこれら取り扱うこととしておりまして、県条例におきましては自治会単位ということでございますので。

先ほど、彦名に関しましては1ページの下の方で御覧いただいておりますが、4自治会から同意書を頂くということを考えております。

〔「そうなんだ。まあほんならいいわ。」と渡辺委員〕

○中田委員長 よろしいですか。

○渡辺委員 うん。

○中田委員長 ほかにございませんか。勝部委員。

○勝部委員 5ページの、安来市の吉佐町自治会が地下水への影響懸念ってあるんですけども。回答済みとあるんですけど、これはクローズド型だけだから、もう公共下水に入るから別に問題ないという御回答をされているというふうに理解してよろしいでしょうか。

○中田委員長 生田事務局次長。

○生田事務局次長兼ごみ処理施設整備課長 具体的な御質問の内容でございますけども、まず、井戸水を使って生活をされておられますので、最終処分場が閉鎖後においても安全なのかどうか。これは使用中も含めてですけども。

それに対しまして、最終処分場の構造上まず漏れないというようなお話であったり、あるいは最終処分場が稼働している間に散水をしまして、中の廃棄物から水に溶け出したら困るようなものは流れて、処理をして安定化をしていくということ。

そして、廃棄物処理法の規定で閉鎖済みの最終処分場は都道府県に登録をするというのがございまして、鳥取県のほうに、閉鎖された最終処分場で何かトラブルがあったのかどうかとも問い合わせをしまして、そういった事例はないというようなことをお答えしております。

○中田委員長 勝部委員。

○勝部委員 特に問題は、お互いそごはないっていうことで理解していいですね。

○中田委員長 生田事務局次長。

○生田事務局次長兼ごみ処理施設整備課長 この件に対しまして既に回答させていただいておりますが、重ねての御質問はいただいている状況でございます。

〔「分かりました。以上です。」と勝部委員〕

○中田委員長 ほかにございませんか。

~~~~~

3 閉 会

○中田委員長 ほかにないようですので、これをもちまして、ごみ処理施設等調査特別委員会を閉会いたします。

(午後2時55分 閉会)

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

ごみ処理施設等調査特別委員長

中 田 利 幸